

# 歴史は語る

2013年1月20日発行 第6号 編集責任者 青田 勇

## 特集「日本福音ルーテル社団」

### 日本福音ルーテル社団の歩み

青田 勇

戦前の教会の歴史においては日本福音ルーテル教会及びルーテル系諸学校・福祉施設・幼児教育施設などの前法人としての役割を果たした「日本福音ルーテル社団」の歩みに触れておきたい。

人として、1909(明治42)年6月21日付で法人認可を内務省より受けた。その法人の正式名は「在日本アメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノッド宣教師社団」であり、主たる事務所は九州の熊本、古新屋敷に置かれた。



明治42年(1909年)6月21日付 内務大臣よりの社団法人設立許可書

この「社団」設立は、中学校と共に神学部を併設する九州学院の土地資産の確保と九州での伝道を展開するための教会・宣教師館の土地建物保全を目的としていた。その定款第五条(一)では社団の目的が明確に謳われている。「キリスト教を普及するためのキリスト教教育の推進と慈善事業の達成を行うために土地、建物、その他の資産を所有・賃貸・管理することにあり」。

その年の7月6日、

社団設立前の、ルーテル教会

佐賀のリッパード宣教師宅にて、最初の理事会が開かれ、参集した理事は、C・L・ブラウン、C・K・リッパード、A・J・スタイワルト、L・S・G・ミラーであった。ルーテル教会だけでなく、聖公会等の主要プロテスタント教会においても、明治の時代の教会は法人格を持てなかったために財産の所有はかなわなかった。そのために、イギリス、アメリカ、カナダからの宣教師団体は、民法第34条による社団法人を設立し、そこに土地建物の所有と管理を委ねさせ、教会の宣教の資産の提供を図ったのである。

ここで明治の民法について補足しておく。1898年(明治31年)7月に制定された民法第33条から第83条には社団法人・財団法人に関する規定が設けられている。ことに第37条では「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」とあり、社団としての公益法人の設立が勧められている。



C・K・リッパード



C・L・ブラウン



L・S・G・ミラー



A・J・スタイワルト

また、同日に施行された民法施行法の第28条には「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」という規定があり、宗教学法人法の想定も将来課題として考えられていたと言える。

例えば、翌年の1899年（明治32年）12月9日、第二次山県内閣は寺院などに関する特別宗教学案を提案している。だが、この法案は仏教側の強い反対があり、議会において成案はならなかった。そのため、宗教学法人が法人格を有するのは1939年（昭和14年）の宗教学法人法の設立まで待たねばならなかったのである。

ただし、この宗教学法人法施行法によって、宗教学法人に法人格を持つ道が開かれたとはいえ、その運用は軍国主義体制を反映して厳しい国家統制が図られた。すなわち、神道教派13派はそのまま認可されたが、仏教は56派を28派に統合させられ、キリスト教では、宗教学法人法による教団に入らなかった少数のものを除き、合同して2つの教団（日本天主教団、日本基督教団）にほぼ強制的に統合させられたのである。日本福音ルーテル教会は1941年5月、東京教会で開催された第22回総会において日本基督教団第五部に参加することを可決した。

このように教会組織的には、日本基督教団に合同をしていったが、日本福音ルーテル教会の使用する土地・建物は合同後も社団が継続して所有した。1941年7月、社団の名称を「北米合衆国一致ルーテル教会宣教師社団法人（1919年10月名称変更）」を「日本福音ルーテル社団」に、事務所所在地も熊本市新屋敷から「東京都中野区鷺宮2-9-21」に、さらに理事もスタイワルト、シリंगाーらの宣教師理事から日本人教職で当時の教会執行部である三浦、本田、平井、稲富に変更した。この社団の改組により、開戦後の危機の状況においても、実質的にアメリカの宣教師会が管理する社団に帰属していた教会財産が保全され、戦後の教会の土地建物資産は引き継げられていくこととなった。

敗戦後、連合国から課せられたポツダム勅令による応急的な立法である宗教学法人令（1945年）が公布され、かつ新憲法が1947年5月に施行される。1951年4月には宗教学法人令の不備等が改められ、宗教学法人法が制定される。1952年11月10日付で日本福音ルーテル教会は宗教学法人としての認可を取得する。以後、社団法人から教会施設に関する資産の移譲が始まった。

その三年前の、1947年の日本福音ルーテル教会の総会報告

では、社団所有の財産を新設の『宗教学法人日本福音ルーテル教会』に委譲することが決議され、「社団の財産中、宣教師住宅、土地、建物を宣教師会に残りの全財産を日本福音ルーテル教会（宗教学法人）に委譲を求めるといふ文言が議事録に残されている。さらに、1954年（昭和29）の日本福音ルーテル教会総会の社団報告には「教育事業、社会事業に属する財産は夫々の法人に委譲を終り、伝道事業に属する財産も一先ず其の委譲を完了し、現在に於ては、専ら宣教師館の管理に当りつつ現状である」とあり、社団は宣教師館の土地・建物だけを基本的に管理する公益法人として位置付けられていった。

.....

1909年6月21日付で社団法人「在日本アメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノッド宣教師社団」の認可が内務省より下りた時の最初の定款（現代語訳）。

第一条 この社団の名称は『在日本アメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノッド宣教師社団』とする。

第二条 社団の社員は前条にある宣教師会の男性宣教師によ

り構成する。

第三条 社員は在日する期間だけ社団の社員となる。

第四条 社団は、外国にある団体及び社団と法的な関係は結ばない。また、利益取得並びにエキューニカルな教会的関係においても、日本における他の団体と法的関係は結ばない。

第五条（一）社団の目的は、キリスト教を普及するためのキリスト教教育の推進と慈善事業の達成を行うために土地、建物、その他の資産を所有・賃貸・管理することにある。

（二）

社団が所有する建物が空家になつた場合には、その損失を避けるために他の土地を賃貸することがあり得る。その場合の賃貸は、第五条一項の目的に添うものでなければならぬ。

（三）

建物は毎月または一年

単位で借りることにし、七年を越えて借りてはならない。

（四）社団の建物として借りる費用は、五千ドルを越えないこととする。

第六条（一）社団の資産はアメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノッドから今までに送られてくると将来に送られてくる寄付・献金により作られた基金で購入した土地建物による。

（二）社団は他の寄贈者から土地・建物・資産の提供を受け



1909年 最初の定款 日本語原本（一部）

ることあり得る。

(三) その寄付 献金は第五条に掲げる社団の目的と一致していなくてはならない。この目的に添わない寄付を受けることはできない。第七条、社団は四人の理事により理事会を構成する。

第八条 理事の任期は三年とする。最初に選出された四人の理事の任期は籤によつて行ふ。三つの区分けをして、一つの区分けに二人を、後の二つの区分けに一人づつを置き、それぞれの任期を一年、二年、三年とする。

第九条 死、辞任、または何かの理由により、社員及び理事が辞める時には社団の社員による選挙で後任を選出する。

第十条 社団の事務局は理事会の管轄に置かれる。

第十一条 社団の決議に基き、理事会は次ぎの事柄を行ふ。

(一) 寄付及び資産の売買行為により社団の資産を取得する。  
(二) 第五条に掲げる目的に添つて、財産の賃貸及び売却による投資事業を行ふ。

(三) 第五条に掲げる社団の目的を推進していくために日本の法律で認可された法人(一つとは限らない)を設立し、資産の委譲を行ふ。

(四) 財産を売却する時には、その収入をアメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノットの外国伝道局に返

却することとする。

第十二条 理事会は少なくとも一年一回、社団定期総会を開かなければならない。社団社員の二人またはそれ以上の要請がある時は、臨時総会を開かねばならない。総会の議事録はすべて公表しなければならぬ。

第十三条 総会の開催通知、協議事項の内容は少なくとも五日前に公告しなければならぬ。議決は多数決によつて決められ、二人以上の社員の出席がなければ開くことができない。欠席の社員は文書又は代理人により議決に加わることができる。

第十四条 社団社員による四分の三の賛成により、社団は解散できる。理事は、その場合の資産を日本の法律で認可された法人(一つとは限らない)に委譲することとする。ただし、その法人は第五条に掲げる目的を推進するものでなくてはならない。また、資産を売却し、その収入をアメリカ合衆国南部福音ルーテル教会ユニナイテッド・シノットに返却することもあり得る。

第十五条 社団の事務所は九州の熊本、古新屋敷に置くこととする。

第十六条 社団規則の改正は、民法三十八条に従い、社団社員による四分の三の賛成を必要とする。

## 日本福音ルーテル社団の過去と現在

一般社団法人・日本福音ルーテル社団理事長 中川浩之

戦前の日本福音ルーテル教会(以下JELCという)は、経済的にも人的にも主にアメリカ福音ルーテル教会(現ELCA)からの援助で成り立っていましたから、新しく教会や幼稚園や施設を作るにもその資金力に頼っていました。その窓口は宣教師会であり、それに重なるように法人として日本福音ルーテル社団(以下JELAという)がありました。アメリカからの資金はここを通して日本に送られ、資金管理や宣教師の生活支援、宣教師館などの財産管理などを行っていました。

日本福音ルーテル教会百年史論集編『日本福音ルーテル教会の宣教方策と宣教体(教会)構造』で前田貞一師は戦前の国内の教会行政の力関係を、「二院制度のようだったといわれています。日本福音ルーテル教会の総会が下院で、その上に宣教師会という「上院」があつて、下院で議決して上院の賛同が得られなければ、何も決まらぬという関係だったと述懐しておられます。当時の日米の関係からすれば致し方ないことだったのかもしれない。

戦後の歴史のなかで、JELCとJELAの関係については、その置かれた立場によつていろいろな考え方が交錯し、近年まで両者の合意形成は出来ていなかったといえるでしょう。その一つの意見として、前掲の百年史論集編の同項で前田師は、今後のあり方について「教会は社団を糾合した上で、必要な活動費などを教会の責任と義務として担うべきである。」と述べています。

1992年5月ELCA・DGMのアジア担当フレンチ師からも突然の書翰による提案がされました。「JELAの全財産を直ちにJELCに移管し、JELCが裁量権を持つ」というものでした。この提案は後にELCAで機関決定したものでなく個人的なものであったことが判明するのですが、これを機に「社団の再編成に関する検討委員会」がJELCの中に正式に協議機関として設けられ、さらに「社団運営に関する共同委員会」となつて4年間24回にわたる検討がなされました。その結果、JELCへの財産移管は決議事項とはなりませんでしたが、むしろ、社団は日本社会における適正な公益法人を目指すことを主眼として、その実現のために法人としての既得権を守り、より一層の公益事業を発展的に展開する事が確認されたのでした。JELAとしてはこれをもつて両者の関係が決着したと

考えています。

同時に、この委員会では、E L C Aの経済的な苦境からJ E L Aの現有資産を米国ファンドと国内ファンドに分割・運用し、日本宣教のための宣教師の派遣費用及び活動費を賄う方策が決定され、それに従って1993年アメリカ国内における「日米協力伝道」のための援助負担8千万円、米国内のファンドとして1300万ドルが送金されました。後者がUSファンドと呼ばれ、現在でも長期宣教師及び教会派遣の短期宣教師の費用が賄われています。一方の国内ファンドは金融資産と不動産として運用し、その利益をもって社団が公益活動を行うようになりました。

J E L Aは、各法人が分離した後も宣教師の方々の生活支援と、宣教師館として残された土地や建物の不動産管理をする団体として活動を継続していましたが、政府の指導により、1985年難民の一時受け入れを外務省から依頼され、難民のためのアパートを取得した事を皮切りに、次第に様々な社団法人本来の公益活動にも力を入れるようになりました。

現在は宣教師支援のほか、様々な外部団体とも提携協力しながら、ボランティア派遣、世界子ども支援、難民支援など、キリストの愛をもって、日本と世界の助け

を必要とする人々に仕える事業を行っています。

2009年9月22日には、J E L A創立100周年を記念して、記念礼拝と感謝会を催しました。これまで日本の宣教のためにご貢献下さった宣教師の先生方をお招きして40人がはるばる来日され、ともに100年の歩みを神さまに感謝し、J E L A第2世紀の働きを期待を持って応援するとの力強いお言葉もいただきました。その後、それぞれの先生方は、かつての赴任教会を尋ねるなどして旧交を暖められました。

過去100年間では、およそ400家族600人もの宣教師が来日されたとのことですが、1963年東海福音ルーテル教会との合同時点では、日本人教職113人に対し宣教師が98人と、ほぼ同数に近い宣教師がおられたと聞くと、J E L Cの歴史の中で宣教師の方々の働きがいかに大きかったか、改めて感謝を禁じ得ません。

今後J E L Aは監督官庁も変わり、新しい法人として歩みをはじめることになります。2008年施行された公益法人制度改革関連3法によって、全ての社団・財団法人は改めて認可申請をしなければならなくなりました。J E

L Aも様々な準備を経て内閣府の公益認定等委員会に対し申請手続きを行い、その結果認可されて2013年1月4日より、「一般社団法人日本福音ルーテル社団」となりました。事業は従来の事業を継続いたしますが、法人税の負担が大きくなり、今後の運営に大きく影響することと予想されます。

これからも日本福音ルーテル教会の宣教と共にあったJ E L Aの歴史の原点を忘れる事なく、ルーテル教会の宣教共同体の一員として協力しつつ、教会・施設・学校とは異なる分野での独自の活動を通して主の栄光を現していきたいと思います。



2009年9月22日 JELA100周年記念感謝会



2009年9月22日 JELA100周年記念礼拝

# 福音宣教の黒子 J E L A

一般社団法人・日本福音ルーテル社団理事 長尾博吉



1913年頃の宣教師会

日本福音ルーテル社団（以下社団という）は、1809年にアメリカの福音ルーテル教会宣教師社団維持のために民法に基づく公益法人として認可されました。宗教学者でなく日本民法に基づき公益法人と認めることが要点であります。

この米国教会宣教師会の法人化の動機は、米国教会よりの資金によって購入した宣教資産（教会用地、教会建物、教育施設用地、同建物等を個人所有でなく、法人

資産として所有・管理する必要に迫られたからです。

当時の我が国は、明治維新の渦中にあり、我が国にはまだ宗教学法は成立していません。大組織の仏教寺院や神道神社は特別に法人化を認められていましたが、小組織の新興宗教やキリスト教会等には法人格はありませんでした。他方では、この民法条項に基く邦人による宗教活動は固く禁じられていました。しかし、外国に拠点を置く外国資本による宣教師団体は、その宣教資産の管理目的のみに限り民法法人化が認められたのです。このことは民法に基く法人認可時の定款に明確であります。社団の宣教資産の保全のみが社団の目的そのものであったのです。下記が当社団初めの宣教師社団の共通定款文言です。

第5条 目的 本社団の目的は基督教を擴張し、基督教主義の教育を施し、且つ慈善救済の業を為さんが為に土地建物及び其の他の財産を所有し、又は借受け又は処理するに在りと為す事。

この法人目的は、この度の公益法人改革の時点まで、ほとんど変更なしです。従って、当社団は民法第34条（改正前）に基づく公益法人であり、その法人目的は、法人資産の保全であつて、宗教活動ではない事が明瞭であります。それにも拘わらず、戦前の社団法人指導者（主に宣教師）等はそれを理解せず、恰も宗教学法であるかのごとく振舞い、宣教学事業を法人目的と誤解し、ただただ米国教会の指示に従い、国内の各地に宣教師を派遣し、教会や牧師館を建て、学校や福祉事業所を開設し、それらの資産管理と宣教師の人事管理に努めました。しかし、戦前の宣教資産は、その大半が戦火で消失し、借地・借家の権利も我が国の敗戦によって喪失しました。

戦後は、戦前に倍する米国教会の支援によって、宣教資産は増大しました。しかし、1951年に、宗教学法、私立学校法、社会福祉事業法が成立し、それまで社団に包括されていた宣教、教育、福祉資産は、それぞれの特別法人に分譲され、当社団は宣教師事業に拘わる資産の管理のみを本務とする公益法人社団となりました。

しかし、当社団は米国からの寄附金の受入口であることに変わりないため、多額の資金が出入りしました。その最たるものが教会への土地建物寄附金であります。

戦後当初は、全額米国教会よりの支援金（献金）でしたが、やがて（1990年代初頭）世界経済に生じた円高・ドル安と言ふ為替変動により、世界の支援教会負担額の漸減施策がとられる事となり、特に米国教会よりの支援金年額が数年で円建て一億円から二千万円に漸減されました。しかも米国教会よりの直接支援は凍結され、社団資産による支援に切り替えられました。

よく耳にします噂に、社団の保有資産は、元来米国教会による日本宣教の為の寄附金であるから、JELCに帰属するべき資産ではないかと言ふ説があります。しかし、社団は民法に基づき公益法人ですから、その全ては民法によって処理されるべきであり、社団の法人目的は米国教会より寄附された資産をその公益目的のために保全することが目的であり、それを他の法人に譲渡することは目的ではなく、例え社団が解散することとなつたとしてもその残余資産は、他法人ではなく同種の公益法人に寄附する事と定め



THE FIRST ALL-LUTHERAN GATHERING AT THE SEMINARY HOME  
APRIL 1949

Mr. S. McCartney (standing)    Dr. L. S. G. Miller    Rev. K. Tammo, Finland\*  
Rev. L. Neve, Un Dan\*    Chaplain G. Reese    Dr. R. Syrdal, Ex. Sec ELC\*  
Mrs. L. S. G. Miller    Miss H. Shirik, Japan Sec.\*    Dr. A. J. Stirewalt  
Dr. L. Gotwald, Ex. Sec. ULCA BPM\*    Mrs. W. Anderson

Mrs. D. Wilson, daughter    Mrs. W. Danker (hidden)    Mrs. H. Deal    Miss M. Akard  
Mrs. S. McCartney    Rev. W. Danker, LMO\*    Rev. H. Deal    Miss M. Powlas  
Miss M. Winther    Miss V. Aderholt    Miss M. Potts  
Miss H. Harder    Mrs. G. Reese    Dr. A. C. Knudten  
Dr. B. P. Huddle (floor)    Rev. D. Wilson    Mrs. A. C. Knudten  
(Note: \* mark indicates officials, and non-ULCA all others ULCA Personnel.    Miss A. Powlas

戦後、1949年に来日した宣教師

日本福音ルーテル社団関連略年表(1886年から1954年)

| 年         |                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1886(明19) | 南部一致ルーテル教会成立                                                                                           |
| 1888(明21) | 南部一致ルーテル教会日本伝道決議                                                                                       |
| 1892(明25) | J. A. B. シェーラー(2.25)、R. B. ピーリー(11.23)来日。シェーラー、英語教師ブラッドベリーの求めで佐賀視察。                                    |
| 1893(明26) | シェーラー(2月)、ピーリー、山内量平(3月)佐賀へ。                                                                            |
| 1897(明30) | シェーラー、病気のため帰国(1月)。                                                                                     |
| 1898(明31) | C. L. ブラウン来日、佐賀へ。J.M.T.ウィンテル来日、久留米へ。                                                                   |
| 1900(明33) | C.K.リップパード来日、佐賀へ。                                                                                      |
| 1903(明36) | ピーリー帰国                                                                                                 |
| 1905(明38) | 博多伝道開始(10月)。A.J.スタイワルト来日、熊本へ。                                                                          |
| 1907(明40) | L.S.G.ミラー来日(12月)、博多へ。                                                                                  |
| 1908(明41) | F.P.スミス来日、東京へ。                                                                                         |
| 1909(明42) | 6月21日、社団法人「在日本アメリカ合衆国南部福音ルーテル教会一致シノッド宣教師社団」の認可を当時の内務省より受ける。理事は、ブラウン、リップパード、スタイワルト、ミラーで構成。              |
|           | 第一回社団総会を7月6日、リップパード宅の佐賀で開催。                                                                            |
|           | 熊本で路帖神学校開講(9.27)、九州学院敷地買収。                                                                             |
| 1910(明43) | 社団の名称を変更し、「北米合衆国一致ルーテル教会宣教師社団法人」に変更。                                                                   |
| 1911(明44) | 九州学院開校(4.15)。神学校を九州学院神学部へ改組。                                                                           |
|           | E. .T. Jr.ホールン来日(11.3)、熊本へ。                                                                            |
| 1914(大3)  | C.W.ヘプナー(13.9.23)、M.B.エカード、M.L.バウス(最初の婦人宣教師)着任。                                                        |
| 1916(大5)  | 5月10日付、「九州学院財団」認可。                                                                                     |
| 1918(大7)  | アメリカの三つのルーテル教会合同し、ULCA(北米一致ルーテル教会)となる。                                                                 |
| 1919(大8)  | 宣教師会で福祉事業開設決定。                                                                                         |
| 1920(大9)  | 熊本に福祉事業「慈愛園」開始。                                                                                        |
| 1923(大12) | 東京に福祉事業開設、老人ホームと母子寮開始。                                                                                 |
| 1924(大13) | アメリカの排日移民法により内外動揺、抗議。                                                                                  |
| 1925(大14) | 宣教師会「教会完全自給」要請。                                                                                        |
| 1926(大15) | 九州女学院開校(5.4)、エカード校長となる。                                                                                |
| 1927(昭2)  | 総会、教憲教規の「根本改正動議」採択。                                                                                    |
| 1928(昭3)  | 一院制への改組、「教会憲法規則改正」をボードに要請。                                                                             |
| 1932(昭7)  | ボードの要請を受けて、社団の財産委譲上の問題の検討に入る。                                                                          |
| 1941(昭16) | 3月、社団の定款を変更し、権限を議長・三浦冢に委任。                                                                             |
|           | 7月、社団の名称を変更し、「日本福音ルーテル社団」とし、事務所も熊本市新屋敷から「東京都中野区鷺宮2-9-21」(神学校)に変更。                                      |
| 1946(昭21) | 終戦後、ミラー、エカード、スタイワルトの来日。                                                                                |
| 1947(昭22) | 熊本にて日本福音ルーテル教会再建総会(1.23~24)。                                                                           |
|           | 社団所有の、宣教師住宅、土地、建物を宣教師会用とすると共に、教会用地関係の財産は新設の「宗教法人日本福音ルーテル教会」に委譲することを決議。                                 |
|           | 日本福音ルーテル教会は教団との交渉まとまらず、教団からの離脱決議を行う(11.12~14)。                                                         |
| 1949(昭24) | アメリカのELC伝道開始、宣教地は東京から東海地方。                                                                             |
| 1951(昭26) | アメリカのオーガスタナ・シノッド、東京と山陽地方に伝道開始。                                                                         |
| 1952(昭27) | 11月10日、日本福音ルーテル教会は宗教法人として認可。                                                                           |
| 1954(昭29) | 日本福音ルーテル教会総会報告(社団報告)、「教育事業、社会事業に属する財産は夫々の法人に委譲を終り、伝道事業に属する財産も一先ず其の委譲を完了し、現在に於ては、専ら宣教師館の管理に当たりつつ現状である」。 |
|           | 宣教師会との協約廃止。                                                                                            |